

平成 31 年度指定予定
地域密着型サービス事業者募集要項
(地域密着型介護老人福祉施設)

富士河口湖町

1 募集の趣旨

富士河口湖町（以下「町」という。）では、平成 30 年度から平成 32 年度までを計画年度とする「第 7 期介護保険事業計画」を策定しました。現状の各種介護サービスの提供量や、介護のニーズ調査結果等を踏まえ、本計画に事業所の整備が新たに計画されている地域密着型介護サービス事業について、事業を実施していただく事業者（法人）の公募を行います。

2 募集する地域密着型サービスの種類、募集数及び日常生活圏域

サービスの種類	募集数	日常生活圏域
地域密着型介護老人福祉施設 （ユニット型個室を基本とします。）	1 箇所 （定員 29 人以下）	富士河口湖町全域

※ 地域密着型介護老人福祉施設とは、定員 29 人以下の特別養護老人ホームです。地域密着型介護老人福祉施設入所者の生活介護は、できるだけ居宅の生活への復帰を念頭において、入浴・排せつ・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行い、要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めるように目指します。

3 応募要件

- ア 社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人であること。法人設立を予定している場合は、事業所の開設に支障のないスケジュールで認可を受けられること。
- イ 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号に該当しないこと。
- ウ 法人とその代表者について、国税及び地方税等を滞納していないこと。
- エ 特別な事情がない限り平成 31 年度中に施設整備が完了し、平成 32 年度からサービス提供開始が可能なこと。

4 地域密着型サービス事業候補者の選定方法等

（1） 事業候補者の選定方法

- ① 審査方法は、書類審査、ヒアリング等で行います。
- ② 書類審査、ヒアリング等では、より質の高いサービスを確保する観点から事業実施の確認や指定基準を満たすかどうか、本事業に対する考え方、理解度、運営体制等補足質問等を行い総合的に審査します。
- ③ 地域密着型サービス事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で協議を行い、また必要に応じてプレゼンテーションを行う場合があります。選定委員会での審査、評価を踏まえ、事業者を選定し、町長が決定します。
- ④ 事業候補者の応募がない場合及び事業候補者が決定しなかった場合、再度募集を行う場合があります。また審査の結果、事業候補者なしとする場合があります。

⑤ 審査・選定結果に対する異議には一切応じません。

(2) 選定結果の通知

審査・選定結果は、文書および富士河口湖町ホームページにより通知します。

5 応募に関する留意事項

(1) 応募内容の具体性

応募にあたっては、具体的な内容のものを提出してください。

例えば、事業の意思はあるが、土地の確保について見通しがたない等の具体性のないものでは、事業候補者の対象になりません。

(2) 法令及び基準の遵守

応募にあたっては、介護保険関係法令等を遵守し、基準に適合した内容により応募してください。

また、土地建物についても関係法令等に適合しており、建設に際して支障がないことを事前に関係機関等に確認してください。

(3) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(4) 選定後の手続

選定により事業候補者となった事業者については、施設の建設等が終了後、改めて事業者の指定申請をしてください。その際に指定基準、運営基準等を満たさない場合には指定を行いません。

(5) 施設の形態

① 施設の形態は、単独型、本体施設のあるサテライト型、併設型またはそれらを組み合わせたものなど特に問いません。

② 併設する他のサービス事業等は、事業者の提案で任意に整備することができますが、自己資金で整備することになります。

③ 認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護は、第7期富士河口湖町介護保険事業計画期間内での整備計画がありませんので、併設することはできません。

④ 山梨県の指定に係る併設事業については、山梨県にご相談ください。

6 施設整備費補助金について

町では、県に対し、山梨県介護基盤整備等事業費補助金及び山梨県介護基盤開設準備等事業費補助金の交付申請を行う予定です。町の指定を受けた事業者には県から交付される金額の範囲内において施設の整備費等に対する町の補助金を交付しますが、県の補助金が採択されるかは現時点では未定です。したがって、今回の応募資料については、当該補助金がないものとして作成してください。

【補助金額】（県からの補助金が満額で交付された場合の最大額）

4,270,000円 × 整備床数

※ 補助対象事業になった場合の留意事項

- ① 町からの補助金内示前に着手した場合には補助金対象外となります。
- ② 事業者以外（代表者等）が主体として実施する事業は補助金対象外となります。
- ③ 本募集により事業候補者に決定された場合でも、補助金の交付に係る手続き等は別途必要になります。
- ④ 工事請負業者等の選定は、町の手続きに準じた事業者主催による競争入札により、決定することが必要になります。
- ⑤ その他、町長が定める事項を遵守する必要があります。

7 募集手続

(1) 応募申請書等の提出

応募する事業者の方は、下記の書類を提出してください。期日を経過したもののや必要書類が整っていないものは、要件を満たしていないため受け付けることができません。

応募に関し必要な費用は応募者の負担とし、提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しませんのでご了承ください。

① 応募申込に関する提出書類一覧

資料番号	項目	提出書類	備考
1	応募申込書	所定の様式	様式第1号
2	法人の定款	最新のもの	
3	法人登記簿謄本	応募申込前3ヶ月以内に発行されたもの	
4	誓約書	介護保険法第78条の2第4項各号に該当しないことを誓約する書面	様式第2号
5	事業者概要	① 事業経歴・実績 ② 事業者の基本的事項・代表者の経歴 ③ 事業者の概要（パンフレットでも可） ④ 現在運営している施設又は事業に関する資料	任意様式
6	納税証明（滞納がない旨の証明）	① 事業者及び代表者の市町村税納税証明書（法人住民税、個人住民税、固定資産税等） ② 事業者及び代表者の国税納税証明書「（法人税、所得税、消費税、地方消費税等）」	国税庁若しくは市町村所定様式又は任意様式
7	事業予定の土地、建物に関する	① 土地・建物登記簿謄本写し ② 借地・借家契約写し、又は借地・借	任意様式

	る権利関係が確認できる書類	家契約に関する合意書	
--	---------------	------------	--

- ※ 所定様式が定められているもの以外は、原則として A4 版での提出をお願いします。
- ※ 提出書類は、13 部（正本 1 部、副本 12 部）とし、副本は正本の写しとしてください。
- ※ 「7」の契約関係書類や謄本の原本の写しを提出する場合には、原本証明をしてください。

(例)

<p>この写しは原本と相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>法人名</p> <p>代表者名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>
--

② 事業計画に関する提出書類一覧

資料番号	項目	提出書類	備考
1	事業計画書	所定の様式	様式第 3 号
2	事業スケジュール	開設までの日程表	任意様式
3	基本計画図面	① 位置図 ② 施設配置図（未定の場合は概略図でも可） ③ 各階平面図（未定の場合は概略図でも可） ④ 立面図（未定の場合は概略図でも可） ⑤ 居室等面積一覧表	任意様式
4	決算書等	① 直近 3 年間の決算書類 ② 公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去 3 年間の内容と実績	任意様式
5	資金計画書	施設整備に要する費用の内訳 (補助金は資金から除いてください。)	任意様式
6	従事職員関係	① 資格、経験（採用資格、実務経験について） ② 雇用形態（常勤職員とその他の職員について） ③ 研修体制 ④ 配置職員（職種、時間ごとの配置に	任意様式

		ついて)	
7	収支予算書	収支予算・償還計画書等（5年間） （補助金の活用を希望される場合であっても、補助金はないものとして作成してください。）	任意様式

※ 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版での提出をお願いします。

※ 提出書類は、13部（正本1部、副本12部）とし、副本は正本の写しとしてください。

※ 必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

③ 提出書類の作成方法

提出書類は「応募申込に関する提出書類」、「開設提案に関する提出書類」の順に、それぞれの各項目番号順に一括してフラットファイル（A4版2穴）に綴ってください。

（2）質問及び回答

質問は、書面（自由様式）持参またはFAX若しくは電子メールでお願いします。

提出期限：平成30年11月16日（金）午後5時まで

回答方法：質問回答書を全ての応募者に送付します。質問回答書はこの要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

（3）申込書提出期間及び提出場所

提出期間：平成30年11月19日（月）から12月14日（金）まで

（土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

提出場所：富士河口湖町役場健康増進課 介護保険担当

※ 郵送及びFAXでの提出は受付いたしませんので、予め電話連絡のうえ持参して提出してください。

8 スケジュール予定

平成30年10月15日	募集要項の配布開始、質問の受付開始
11月16日	質問の受付締切
11月19日～ 12月14日	応募受付期間
12月～1月	書類審査及びヒアリング実施
平成31年1月	事業候補者決定
2月	施設整備事業着手（設計等）
4月以降	補助金申請→交付決定
補助金交付決定後	施設整備（工事着工）

平成 31 年度中	工事完成、事業所指定申請
平成 32 年度	サービス提供開始

※諸事情により日程が変更になる場合があります。

9 問い合わせ先

富士河口湖町役場健康増進課 介護保険担当

〒401-0392

山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700

TEL 0555-72-6037

FAX 0555-72-6027

メール kenkou@town.fujikawaguchiko.lg.jp